令和６年３月11日

各介護サービス事業所・施設等設置者　様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町10-52

医療介護基盤課

令和６年２月からの介護職員処遇改善支援補助金の実施について（通知）

本県の福祉行政等の運営については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

　さて、令和６年２月からの介護職員処遇改善支援補助金について、申請に必要な計画書の様式を定め、広島県ホームページに掲載しました。ついては、この補助金の交付を申請する事業所においては、次のとおり御準備していただくようお願いします。

　なお、計画書の審査業務について外部業者に委託する予定としており、計画書の提出先も当該業者が指定するメールアドレスとすることを予定しています。そのため、提出先メールアドレスについては、令和６年４月１日以降、速やかに通知します。

　また、今後の事務の流れは別紙（裏面）のとおりとする予定ですので、御承知おきください。

１．提出するもの

　　処遇改善計画書（基本情報入力シート、様式２－１、様式２－２、様式２－３

２．提出期間

　　令和６年４月１日（予定）～令和６年４月15日

　　※提出先メールアドレスの調整が完了次第、別途通知します。

３．提出方法

　　広島県内に所在する事業所のみをとりまとめ、法人ごとにまとめて提出。

　　提出の際、エクセルファイルのまま提出してください。

４．提出先メールアドレス

　　調整中（別途通知します。）

【参考】

・この補助金は、**介護職員等ベースアップ等支援加算の取得が要件**となっています**。**

・計画書の様式や補助事業に関連する情報は、下記の広島県ホームページに掲載しています。

　<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/kaigo-syogukaizensienhojokin2024.html>

　広島県ホームページ「令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金について」

・この補助金の一般的な質問は、コールセンターへ問い合わせてください。

　厚生労働省老健局介護職員処遇改善支援補助金コールセンター

電話番号:050-3733-0222（受付時間:9時00分～18時00分（土日含む））

担当　介護事業者指導グループ

電話　082-513-3208（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

Mail　fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp

（担当者　平田）

別紙

今後の手続きの流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時期 |  | 備考 |
| 令和６年４月１日～令和６年４月１５日 | 【法人→広島県】計画書を広島県が指定するメールアドレスへ提出 | 計画書のとりまとめ及び審査業務は委託により実施する予定 |
| 令和６年４月１６日～令和６年５月末 | 【広島県】計画書の審査交付対象事業所の決定 |  |
| 令和６年６月１日～令和６年６月末 | 【広島県】補助金額の決定（令和６年２～４月分） | 各事業所の請求実績により計算 |
| 令和６年６月末 | 【広島県→法人】補助金の支払い（第１回） | 審査の進捗状況により、支払時期は前後する可能性があります |
| 令和６年７月１日～令和６年９月末 | 【広島県】補助金額の決定（令和６年５月分）補助金額の決定（令和６年２～５月分過誤調整） | 各事業所の請求実績により計算 |
| 令和６年９月末 | 【広島県→法人】補助金の支払い（第２回） | 審査の進捗状況により、支払時期は前後する可能性があります |
| 令和６年10月１日～令和６年12月末 | 【法人→広島県】実績報告書を広島県へ提出 | 提出期限等の詳細は別途通知します |